

◆お詫びと訂正◆

「相続税制の改正と実務対応のポイント」（平成26年2月1版1刷）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のよう
に訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
P.14下から7行目 「(改正後) ② 貸付事業用宅地 等から優先的に適用した場合の 減額金額」の算式	$\underline{30,000 \text{ 千円}} \times \frac{200 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} \times 50\% = 100,000 \text{ 千円}$	$\underline{300,000 \text{ 千円}} \times \frac{200 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} \times 50\% = 100,000 \text{ 千円}$
P.16上から1行目 「(改正後) ① 特定居住用宅地 等から優先的に適用した場合の 減額金額 (イ) 特定居住用宅地 等に係る減額金額」の算式	$\underline{720,000 \text{ 千円}} \times \frac{\text{(注)} 240 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times 80\% = 57,600 \text{ 千円}$	$\underline{72,000 \text{ 千円}} \times \frac{\text{(注)} 240 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times 80\% = 57,600 \text{ 千円}$